平成２２年（フ）第５７号
山形県西置賜郡飯豊町大字高峰1150番地
債務者　伊藤　博文
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第８６号
山形県東置賜郡川西町大字黒川1085番地
債務者　渡邉　信子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第９４号
山形県南陽市宮内2717番地内１号
債務者　小関　敏子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１８０号
茨城県石岡市小幡2218番地１
債務者　鈴木みち子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１８０号
埼玉県川越市南台２丁目２番地６　アーベイン川越南大塚313号
債務者　石田　和也
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３９５号
埼玉県川越市大字的場1311番地14
債務者　井野真由美
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４１７号
埼玉県川越市上戸新町１番地６
債務者　新井相一こと　朴　　相鉄
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５０号
千葉県印西市大森3453番地２アイランドパレスＡ―101号
債務者　江原　麻美（旧姓松岡）
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１５０号
千葉県富里市十倉189番地164
債務者　趙　　善玉
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１５９号
千葉県八街市大関193番地21
債務者　細谷地　功
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１６０号
千葉県佐倉市ユーカリが丘３丁目２番１号ルナシティ203号
債務者　花島　柾子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１２７０号
名古屋市北区金城１丁目２番Ｃ―314号　中富住宅
債務者　上田　智之
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１７号
岡山県倉敷市中央２丁目10番１号
債務者　廣實　一**德**
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１６３号
茨城県稲敷郡阿見町大字阿見1881番地118
債務者　安宅　福子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２５６号
埼玉県越谷市登戸町23番31号　レジデンスハヤマ201
債務者　佐藤　晴美
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１６号
埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4238番地17　ラフォーレ横瀬101
債務者　高橋　　章
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２２年（フ）第５４１号
札幌市北区新川１条２丁目８番25―902号
債務者　鈴木　純一
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６０５号
札幌市東区北21条東７丁目１番36―207号
債務者　澤井　克実
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部